令和元年８月１５日

川崎市長　福田　紀彦　様

特定非営利活動法人
川崎市精神保健福祉家族会連合会　あやめ会
理事長　山本　泰彦

令和２年度（２０２０年度）に向けた川崎市への要望について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は精神保健・医療・福祉の各分野に関して的確に推進され、さらにその充実にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、当会は設立５０周年を迎え、川崎市をはじめ関係各団体のご支援の下、設立５０周年記念大会を開催するとともに、あやめ会５０周年記念誌を発行いたしました。そのテーマは、「地域とともに歩む精神保健福祉へ」です。今後、私ども家族会も、地域との連携・協調を進め、市民・住民との結びつきをより深めることが重要であるとの認識を新たにしました。

これは、川崎市が独自に推進・展開している全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの基本理念と方向を同じくするものと考えております。同システムの構築には当会としても期待を寄せるとともに、その推進ビジョンの関連計画である「かわさきノーマライゼーションプラン」や「かわさき保健医療プラン」等が、国の社会保障審議会障害者部会が示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の基本指針に則り、精神保健福祉のさらなる改善に向けた実効ある施策として推進されることを切に願っております。

川崎市にて、新たに講じられた施策の中で、特筆されるものとして、各区地域みまもり支援センターに精神保健係が新設され、対応が強化されたこと、精神科初期救急体制が改善（日・祝祭日の準夜帯において医療機関が輪番制から定点化へと転換）されたこと、精神障がい者も市職員として雇用されたと共に企業等において精神障がい者の雇用者数が飛躍的に増加したこと等が評価される事項として挙げることができます。また、障害者差別解消法施行に伴う当市における差別解消に向けた条例化の動きが出ていることやひきこもり支援ニーズ調査が実施され、ひきこもり支援の在り方が検討されていること等に対しましては、今後の展開に期待を寄せています。

また、来年度の要望事項につきましては、過年度から積み残されている課題を含めて、多岐・多様に亘っておりますが、とりわけ、在宅の精神障がい者及びその家族への相談支援、医療・看護、福祉サービスの提供等を含む訪問型支援の推進、当事者や家族が滞在できるショートステイ施設の拡充、精神障がい者の実態調査の実施、障害者への差別・偏見を解消するための条例制定を重点要望事項として挙げております。

市の財政状況は厳しいとは存じますが、私どもの諸要望に対して、前向きな取り組みをお願い申し上げます。

添付資料　令和２年度（２０２０年度）に向けた要望書

# 令和２年度（２０２０年度）に向けた要望書

## Ⅰ．重点要望事項

### １．在宅の精神障がい者及びその家族への訪問型支援の推進

①精神障がい者を医療に繋げるための支援体制の充実

未受診や医療中断のひきこもりがちな精神障がい者を医療に繋げるために、専門職による訪問相談・支援は有効と思われ、積極的な取組を求めます。

② 訪問型医療ならびに看護体制の構築と推進

ひきこもりがちな当事者の医療受診、退院後のケア、医療中断者の医療再開には、訪問医療・看護が効果的であると思われ、訪問型医療体制の構築、推進をお願いします。

③訪問型福祉サービスの充実及び家族丸ごと支援体制の整備

当事者が安心して在宅生活を継続するには、生活訓練やホームヘルプなどの包括的な福祉サービスの提供と当事者を支える同居家族の安定・安心な生活の確保と経済的精神的負担の軽減のための家族丸ごと支援体制の整備が必要です。これらのニーズに応えられるように、これら訪問型支援の充実をお願いします。

### ２．当事者や家族が安心安全に滞在できるショートステイ施設の拡充

宿泊型自立訓練施設「桜の風」に当事者の一時的滞在場所が確保されていますが、緊急時は事前予約なしに利用できるよう配慮してください。

また、当事者が急性症状にある時や当事者と家族間のトラブルが生じた時には、家族が一時的に避難、休息する場を必要とするケース~~事象~~があり、家族が利用可能な滞在施設の整備を検討してください。その一環として、家族が必要時に利用できるように「桜の風」の運用ルール等の見直しをお願いします。

### ３．ひきこもり等の精神障害者に対する実態調査の実施

市が行った広義のひきこもり（精神障がい者も含む）の支援ニーズ調査の結果に基づき、ひきこもりに対する対応の在り方を示してください。

さらに、精神保健福祉施策の基礎となる当事者の実態把握のために、市により精神障がい害者の実態調査が実施されることを求めると共に、当会としても家族会加入の当事者及びその家族を対象に実態調査の実施を検討しており、その実施に当たっては、市関係部局の指導・助言等の協力・支援をお願いします。

### ４．障害者への差別・偏見を解消するための条例制定

多くの自治体が障害者差別禁止に係る条例を施行し、国も障害者差別解消法を施行しました。川崎市は人権全般に関する条例を検討中と聞いています。その条例に、精神障がい者をはじめ、全ての障害者の人権を尊重し、障害者に対する差別の解消および禁止及び合理的配慮を重点事項として位置付けるとともに、理念条例に止まらず、政策条例として、条例の推進と遵守のため、必要な予算処置と罰則規定の明記のうえ、条例の早期の策定・施行を強く求めます。

## Ⅱ．その他の要望事項

### １．精神医療に関する要望

① 精神疾患と身体疾患を併発した場合の医療体制の充実

精神疾患を患った人が身体疾患を発症した場合、現状では受診可能な医療機関が限られており、受入れ体制の整備等、さらなる改善をお願いします。地域のかかりつけ医が軽度の精神疾患患者を診察することができるよう、必要な措置について、医師会等と協議と連携をお願いします。

②精神科救急医療体制の充実

川崎市独自でスタートした精神科初期救急体制の定点化をさらに平日にも拡充すると共

に、４県市協調体制にも拡充されることを求めます。また、現行体制の広報・周知をお願いします。

③精神障がい者に対する定期健診の徹底指導

精神障がい者が短命かつ若年死が少なくないことに鑑み、行政・医療機関による、これらの実態の把握を求めます。就業している健常者と比較すると精神障がい者は服薬による身体的負担と定期健診を受診する機会が少ないことも原因の一つと推測され、通院先や福祉施設関係機関に定期的健康診断（歯科も含む）受診の徹底指導をお願いします。

④自立支援医療（精神通院医療）の適用条件緩和

a. 対象検査項目の適用緩和

保険適用が気分障害等に限定されている光トポグラフィー検査を他の精神疾患にも適用できるように国への働きかけ等や市独自の適用をお願いします。

b. 通院医療、訪問医療・看護等による認定機関の拡大

今後、精神疾患の治療にあたり、かかりつけへの通院だけではなく訪問医療・訪問看護や専門医の検査受診等、受~~治~~療機関の増が想定されます。認定医療機関数を原則１機関（２機関まで可）から、多数機関化への検討をお願いします。

２．精神保健福祉に関するその他の要望

（１）精神障がい者の地域移行･地域定着支援の促進

精神科病院や地域の相談支援センター等の関係機関、ピアサポーターとも連携して、退院に向けた相談支援の充実を図ると共に、地域移行に必要な在宅医療・福祉サービスの提供をお願いします。退院後は、定期的に見守りを行うなど、アフターケアによりニーズを把握し必要なサポートを継続してください。また退院後の居住先や生活状況等の実態調査を行い、退院者が実際に地域に定着しているか検証をしてください。

（２）多様な住まいの支援の充実

① グループホーム等の増設および各種助成の改善

自立に向け重要な役割をはたすグループホームを増設してください。なお、計画では精神障がい者向けの施設数が明示されていません。障害種別を限定しない一元的な仕組みでグループホームを整備することについては、当事者、支援者（職員）及び家族等の意見を聴取して慎重に取り扱ってください。

② 公営住宅・民間住宅を利用する場合の支援の充実

公営住宅・民間住宅への入居相談、家賃補助等による入居支援・居住環境への支援、入居促進のための民間不動産事業者への行政指導等をお願いします。

（３）精神障がい者に関する医療給付・助成等のさらなる充実による負担費用の軽減等

他障害との格差の是正等、市の検討及び国・関係機関への働き掛けをお願いします。

① 精神障がい者に関する入院医療費の重度障害者医療費助成の対象化

② 手帳２級所持者への重度障害者医療費助成の適用、あるいは医療費負担の軽減（自立支援医療費自己負担額への公的助成）

③ ＪＲ及び私鉄、有料道路等の割引の適用

④ 自立支援医療に関する更新手続きの不要化、更新期間延長、申請・更新に必要な診断書の作成費用の助成措置

⑤ 無年金障害者をなくすための国民年金の加入時期や継続期間等申請要件の緩和および特別障害給付金の支給範囲の拡大

⑥ 障害基礎年金額の改善

⑦ 特別障害給付金支給申請書の診断書料の無料化または助成

（４）福祉施設における精神障害の専門職配置の充実

地域包括ケアシステムの構築に伴い、訪問相談・支援等、リハビリの充実、精神保健・精神障害福祉に関する業務が増加すると思われます。関係施設・事業所を含めて専

門職の確保および適切な配置をお願いします。

（５）精神障がい者の就労および社会参加の推進

① 就労意欲の喚起、就労支援、職場定着支援の充実と推進

民間企業等と協働で、精神障がい者の特性に合った雇用の形態を配慮の上、当事者の就労を促進すると共に、安定的就労ができるよう定着支援策を講じてください。

② 短時間就労、Ｋ－ＳＴＥＰの更なる啓発、推進

就労機会の増加や職域の拡大および定着を図るための川崎市独自の施策の推進と新たな施策の開発を行い、精神障がい者の就労拡大と定着の支援をお願いします。

③ ピアサポーターの養成、活動領域の拡大および社会参加の推進

精神障がい者の社会参加策の一環として、ピアサポートの養成をさらに推進することにより社会参加を促すとともに、当事者の体験・経験を活かした障害者福祉サービスへの参画等職域の開発・確保をさらに推進してください。あわせて、他の障害者とも~~の~~協働として、かわさきパラムーブメントへの参画も検討してください。

（６）こころの健康教育および啓発活動の推進

① 市民向け講演会や精神保健福祉講座等を通じて、精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進

② 小・中学校への出前教室等による学校教育での取り組み推進

教育委員会や地域の福祉団体との連携で実施し、精神疾患の早期発見、ひきこもり軽減、差別・偏見の解消および就労開拓等に繋がると思われまですので、企画・推進をお願いします。

③ メンタルヘルス対策（自殺予防）の推進

ひきこもり、思春期、うつ、アルコール・薬物依存等に対する特定相談の充実と地域・学校・職場等での精神疾患・精神障害に関する正しい知識・理解の促進をお願いします。

３．あやめ会および家族会の活動等に関する要望

（１）家族会活動への支援の継続・拡充

家族会を社会資源の一つと捉え、家族会例会への担当職員派遣や意見交換、区役所等の会議室使用、活動チラシの掲示、当事者・家族相談・支援時の家族会紹介など、家族会の育成および家族会活動への一層の支援をお願いします。

（２）あやめ会活動への支援

① あやめ会への地域精神保健福祉対策促進事業の委託の継続

当会が主たる活動として展開している心の健康相談、家族学習会、交流研修会および訪問活動事業は、当事者・家族にとって重要な役割を果たすとともに一般市民を対象とした事業でもありますので、委託事業の継続をお願いします。

② あやめ会運営の福祉施設への補助金等の継続と増額

当会は地域活動支援センターを２ヵ所運営していますが、財政面で限界に達しています。施設環境の維持等による適正な運営を行うためにも、運営費補助金の増額と家賃補助金の増額をお願いします。また、登録当事者の活動意欲の維持のためにも３号随契の拡充をお願いします。